

STOP!

ハラスメント

10月1日義務化への対応 就活セクハラ、カスハラ対策セミナー

～その何気ない言動大丈夫ですか～

就活セクハラ対策

「就活セクハラ」という言葉をご存じですか？

2026年10月1日から企業には「求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止措置」が義務付けられ、対象が「労働者」に加えて「求職者等」へと広がります。

本セミナーでは、法改正と就活セクハラの基本を学び「これってNG？」と判断に迷う具体的なケースを通じて、採用現場での予防・対応のポイント、就活セクハラが発生した際に企業が抱えるリスクなどを弁護士がわかりやすく解説します。



2026年

10月21日 水

14:00～15:30 参加無料

会場 オンライン：Zoom

定員 100名

講師 大久保 勇輝氏
弁護士

弁護士法人大久保総合法律事務所代表



2002年、高校卒業と同時に海上自衛隊入隊。そこから一念発起して勉強に取り組み、2016年弁護士登録という異色の経歴を持つ。京都市内の法律事務所に勤務した後、2021年独立。現在、弁護士法人規模拡大を目指して自身がスタートアップ企業として人材の採用と定着について奮闘中！

こんなお悩みありませんか？

- ✓ どんな言動が就活セクハラになるかわからない。
- ✓ 面接・インターンシップ等、実際の採用現場で何に注意すればよいのかわからない。
- ✓ 就活セクハラ指針の概要は把握しているが、義務化により企業が講ずべき具体的な防止措置の内容を知りたい。



内容

14:00～15:15 講演

法改正の概要・留意点、社内周知、採用現場での予防・対応のポイント
企業が講ずべき防止措置など

15:15～15:30 質疑応答・ご相談

二次元コードより
お申し込みください

詳細は、
申込サイトより
ご確認ください。



申込締切

2026年10月20日(火)



【申込・問合せ】
京都企業人材確保センター

京都市南区東九条下殿田町70 京都テルサ東館2階

TEL：075-682-8948

受付時間：平日9時から17時まで